

企業向け商品において新設した追加特約

お客様のご契約されている商品・特約およびご契約の保険始期日に応じ、それぞれの該当ページから新設した追加特約をご参照願います。

商品名	ご契約に付帯 されている特約名	ご契約の保険始期日	新設特約の 掲載ページ
企業財産保険	食中毒・特定感染症利 益補償特約	2020年7月31日以前	1 ページ
		2020年8月1日以降	2 ページ
企業費用・利益総合保険	食中毒・特定感染症利 益補償特約	2020年7月31日以前	4 ページ
		2020年8月1日以降	5 ページ
雇用安心保険	雇用安心保険特約	2020年7月31日以前	7 ページ
		2020年8月1日以降	9 ページ
生産物賠償責任保険 店舗賠償責任保険 旅館賠償責任保険	食中毒・特定感染症利 益補償特約	2020年7月31日以前	11 ページ
		2020年8月1日以降	12 ページ
企業総合賠償責任保険（商売の達人）	食中毒・特定感染症利 益補償特約	2020年7月31日以前	14 ページ
		2020年8月1日以降	15 ページ
食品事業者総合保険（農業応援隊）	休業補償特約	2020年7月31日以前	17 ページ
		2020年8月1日以降	19 ページ

食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）の一部変更に関する特約

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）を適用する旨記載されている場合に、保険証券記載の保険期間のうち、令和 2 年 2 月 1 日以降の期間に対して適用されます。

第 2 条（特約の読替え－利益保険金を支払う場合）

当社は、この特約に従い、食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）第 1 条（利益保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第 1 条（利益保険金を支払う場合）

当社は、この特約の規定に従い、次の①・②のいずれかに該当する事由（以下「事故」といいます。）により、営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用（以下「損失」といいます。）に対して、利益保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「施設」といいます。）における食物中毒（以下「食中毒」といいます。）の発生（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。以下同様とします。）した場合または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生した場合あるいはその疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による施設の営業の禁止、停止その他の処置
- ② 施設または施設が所在する建物等が特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項から第 4 項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。）または新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）の原因となる病原体に汚染された場合、またはその疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、立入り制限その他の処置

第 3 条（利益保険金を支払わない場合）

当社は、食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）第 2 条（利益保険金を支払わない場合）のほか、前条の規定によって読み替えて適用される食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）第 1 条（利益保険金を支払う場合）②に定める特定感染症または新型コロナウイルス感染症の感染防止等を目的として被保険者が自主的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた損失に対しては、利益保険金を支払いません。ただし、同条の事故が生じた場合を除きます。

第 4 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）の規定を準用します。

追加特約（新型コロナウイルス感染症に関する追加補償用）

第1条（この追加特約の適用条件）

この追加特約は、保険証券に食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（緊急対応費用保険金を支払う場合）

当社は、施設または施設が所在する建物等が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、以下同様とします。）の原因となる病原体に汚染された場合、またはその疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、立入り制限その他の処置（以下この追加特約において「事故」といいます。）により、営業が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用のほか、施設の消毒、立入り制限その他の処置のために被保険者が支出した費用を含みます。以下この追加特約において同様とします。）に対して、この追加特約に従い、緊急対応費用保険金を支払います。

第3条（緊急対応費用保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）第2条（利益保険金を支払わない場合）(1)に規定する事由によって生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- (2) 当社は、新型コロナウイルス感染症の感染防止等を目的として被保険者が自主的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、前条の事故が生じた場合を除きます。
- (3) 当社は、この保険契約の保険期間（保険証券記載の保険期間をいいます。以下同様とします。）の初日（保険期間の途中で食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）の適用対象となる施設が追加された場合はその追加された日とします。）からその日を含めて14日以内に発生した事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が次の①・②のいずれかに該当する継続契約である場合を除きます。
 - ① 当社と締結された食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）を付帯した保険契約またはこれと同等の補償を有する保険契約（以下「食中毒・特定感染症補償契約」といいます。）の保険期間が満了する日を保険期間の初日とし、被保険者および施設を同一として食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）を付帯する継続契約
 - ② 当社と締結された食中毒・特定感染症補償契約の保険期間が満了する前にその保険契約が解除された場合は、その解除した日を保険期間の初日とし、被保険者および施設を同一として食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）を付帯する継続契約

第4条（緊急対応費用保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。
- (2) 緊急対応費用保険金を支払うべき事故が保険期間中に2回以上発生した場合であっても、当社が支払う緊急対応費用保険金の額は、保険期間を通じて20万円を限度とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の緊急対応費用保険金の支払額）

他の保険契約等（第2条（緊急対応費用保険金を支払う場合）の損失の全部または一部を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または

共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、20万円を超えるときは、当会社は、次の①・②のいずれかに該当する額を緊急対応費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

20万円

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、第2条の損失に対するこの保険契約の支払責任額を限度とします。

第6条（緊急対応費用保険金の請求）

普通保険約款第28条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、緊急対応費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、事故による損失が生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第7条（準用規定）

この追加特約に定めのない事項については、この追加特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第30条（時効）の規定中「第28条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）追加特約第6条（緊急対応費用保険金の請求）に定める時」と読み替えるものとします。

食中毒・特定感染症利益補償特約の一部変更に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に食中毒・特定感染症利益補償特約を適用する旨記載されている場合に、保険証券記載の保険期間のうち、令和2年2月1日以降の期間に対して適用されます。

第2条（特約の読替え－保険金を支払う場合）

当社は、この特約に従い、食中毒・特定感染症利益補償特約第1条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約の規定に従い、次の①・②のいずれかに該当する事由（以下「事故」といいます。）により、営業が休止または阻害されたために生じた喪失利益および収益減少防止費用（以下「損失」といいます。）に対して、保険金を支払います。

- ① 保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「施設」といいます。）における食物中毒（以下「食中毒」といいます。）の発生（食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限ります。以下同様とします。）した場合または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生した場合あるいはその疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による施設の営業の禁止、停止その他の処置
- ② 施設または施設が所在する建物等が特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。）または新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）の原因となる病原体に汚染された場合、またはその疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、立入り制限その他の処置

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、食中毒・特定感染症利益補償特約第2条（保険金を支払わない場合）のほか、前条の規定によって読み替えて適用される食中毒・特定感染症利益補償特約第1条（保険金を支払う場合）②に定める特定感染症または新型コロナウイルス感染症の感染防止等を目的として被保険者が自主的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条の事故が生じた場合を除きます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および食中毒・特定感染症利益補償特約の規定を準用します。

追加特約（新型コロナウイルス感染症に関する追加補償用）

第1条（この追加特約の適用条件）

この追加特約は、保険証券に食中毒・特定感染症利益補償特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（緊急対応費用保険金を支払う場合）

当社は、施設または施設が所在する建物等が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、以下同様とします。）の原因となる病原体に汚染された場合、またはその疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、立入り制限その他の処置（以下この追加特約において「事故」といいます。）により、営業が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用のほか、施設の消毒、立入り制限その他の処置のために被保険者が支出した費用を含みます。以下この追加特約において同様とします。）に対して、この追加特約に従い、緊急対応費用保険金を支払います。

第3条（緊急対応費用保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、食中毒・特定感染症利益補償特約第2条（保険金を支払わない場合）(1)に規定する事由によって生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- (2) 当社は、新型コロナウイルス感染症の感染防止等を目的として被保険者が自主的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、前条の事故が生じた場合を除きます。
- (3) 当社は、この保険契約の保険期間（保険証券記載の保険期間をいいます。以下同様とします。）の初日（保険期間の途中で食中毒・特定感染症利益補償特約が付帯された場合はその付帯された日とし、同特約の適用対象となる施設が追加された場合はその追加された日とします。）からその日を含めて14日以内に発生した事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が次の①・②のいずれかに該当する継続契約である場合を除きます。
 - ① 当社と締結された食中毒・特定感染症利益補償特約を付帯した保険契約またはこれと同等の補償を有する保険契約（以下「食中毒・特定感染症補償契約」といいます。）の保険期間が満了する日を保険期間の初日とし、被保険者および施設を同一として食中毒・特定感染症利益補償特約を付帯する継続契約
 - ② 当社と締結された食中毒・特定感染症補償契約の保険期間が満了する前にその保険契約が解除された場合は、その解除した日を保険期間の初日とし、被保険者および施設を同一として食中毒・特定感染症利益補償特約を付帯する継続契約

第4条（緊急対応費用保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。
- (2) 緊急対応費用保険金を支払うべき事故が保険期間中に2回以上発生した場合であっても、当社が支払う緊急対応費用保険金の額は、保険期間を通じて20万円を限度とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の緊急対応費用保険金の支払額）

他の保険契約等（第2条（緊急対応費用保険金を支払う場合）の損失の全部または一部を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払

責任額」といいます。)の合計額が、20万円を超えるときは、当社は、次の①・②のいずれかに該当する額を緊急対応費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

20万円

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、第2条の損失に対するこの保険契約の支払責任額を限度とします。

第6条（緊急対応費用保険金の請求）

普通保険約款第21条（保険金の請求）(1)・(2)の規定にかかわらず、緊急対応費用保険金の当社に対する保険金請求権は、事故による損失が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。

第7条（準用規定）

この追加特約に定めのない事項については、この追加特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および食中毒・特定感染症利益補償特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第23条（時効）の規定中「第21条（保険金の請求）(1)・(2)に定める時」とあるのは「食中毒・特定感染症利益補償特約追加特約第6条（緊急対応費用保険金の請求）に定める時」と読み替えるものとします。

雇用安心保険特約の一部変更に関する特約

第 1 条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に雇用安心保険特約を適用する旨記載されている場合に、保険証券記載の保険期間のうち、令和 2 年 2 月 1 日以降の期間に対して適用されます。

第 2 条（特約の読替え－保険金を支払う場合）

当社は、この特約に従い、雇用安心保険特約第 3 条（保険金を支払う場合－その 2）(1)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第 3 条（保険金を支払う場合－その 2）

(1) 当社は、次の①～④のいずれかに該当する事由（以下「事故」といいます。）によって、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この特約に従い、保険金を支払います。ただし、(2)に該当する場合を除きます。

① 次のア・イ. のいずれかに該当する事由

ア. 保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「施設」といいます。）における食物中毒（以下「食中毒」といいます。）の発生（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限り、以下同様とします。）

イ. 施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒が発生した場合またはその疑いがある場合における主務大臣その他の行政機関による施設の営業の禁止、停止その他の処置

② 施設または施設が所在する建物等が特定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項から第 4 項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。以下④において同様とします。）または新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、以下④において同様とします。）の原因となる病原体に汚染された場合、またはその疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、立入り制限その他の処置

③ 次のア・イ. のいずれかに該当する事由

ア. 供給者または受入者（原材料等の供給物を直接被保険者に供給する者または製品等を直接被保険者より受け入れる者に限ります。また、保険証券記載の有無を問いません。以下同様とします。）が占有する日本国内に所在する物件（普通保険約款第 1 章利益条項第 2 条（保険金を支払う場合）②に掲げるユーティリティ設備、石油精製工場および火災保険危険品級別表にいう特別危険品を原料とする石油化学工場を除きます。）における食中毒の発生

イ. 供給者または受入者において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒が発生した場合またはその疑いがある場合における主務大臣その他の行政機関による施設の営業の禁止、停止その他の処置

④ 供給者または受入者が占有する日本国内に所在する建物等が特定感染症または新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染された場合、またはその疑いがある場合における保健所その他の行政機関によるその建物等の消毒、立入り制限その他の処置

」

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、雇用安心保険特約第3条（保険金を支払う場合—その2）(2)および第5条（保険金を支払わない場合）のほか、前条の規定によって読み替えて適用される雇用安心保険特約第3条(1)に定める特定感染症または新型コロナウイルス感染症の感染防止等を目的として被保険者、供給者または受入者が自主的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(1)の事故が生じた場合を除きます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および雇用安心保険特約の規定を準用します。

追加特約（新型コロナウイルス感染症に関する追加補償用）

第1条（この追加特約の適用条件）

この追加特約は、保険証券に雇用安心保険特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（緊急対応費用保険金を支払う場合）

当社は、施設または施設が所在する建物等が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、以下同様とします。）の原因となる病原体に汚染された場合、またはその疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、立入り制限その他の処置（以下この追加特約において「事故」といいます。）により、営業が休止または阻害されたために生じた損失（休業損失および収益減少防止費用のほか、施設の消毒、立入り制限その他の処置のために被保険者が支出した費用を含みます。以下この追加特約において同様とします。）に対して、この追加特約に従い、緊急対応費用保険金を支払います。

第3条（緊急対応費用保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、雇用安心保険特約第5条（保険金を支払わない場合）(1)～(3)に規定する事由によって生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- (2) 当社は、新型コロナウイルス感染症の感染防止等を目的として被保険者が自主的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、前条の事故が生じた場合を除きます。
- (3) 当社は、この保険契約の保険期間（保険証券記載の保険期間をいいます。以下同様とします。）の初日（保険期間の途中で雇用安心保険特約の適用対象となる施設が追加された場合はその追加された日とします。）からその日を含めて14日以内に発生した事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が次の①・②のいずれかに該当する継続契約である場合を除きます。
 - ① 当社と締結された雇用安心保険特約を付帯した保険契約または同特約第3条（保険金を支払う場合—その2）(1)の全部または一部の補償と同等の補償を有する保険契約（以下「食中毒・特定感染症補償契約」といいます。）の保険期間が満了する日を保険期間の初日とし、被保険者および施設を同一として雇用安心保険特約を付帯する継続契約
 - ② 当社と締結された食中毒・特定感染症補償契約の保険期間が満了する前にその保険契約が解除された場合は、その解除した日を保険期間の初日とし、被保険者および施設を同一として雇用安心保険特約を付帯する継続契約

第4条（緊急対応費用保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。
- (2) 緊急対応費用保険金を支払うべき事故が保険期間中に2回以上発生した場合であっても、当社が支払う緊急対応費用保険金の額は、保険期間を通じて20万円を限度とします。

第5条（他の保険契約等がある場合の緊急対応費用保険金の支払額）

他の保険契約等（第2条（緊急対応費用保険金を支払う場合）の損失の全部または一部を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、20万円を超えるときは、当社は、次の①・②のいずれかに該当する

額を緊急対応費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

20万円

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

20万円から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、第2条の損失に対するこの保険契約の支払責任額を限度とします。

第6条（緊急対応費用保険金の請求）

普通保険約款第21条（保険金の請求）(1)・(2)の規定にかかわらず、緊急対応費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、事故による損失が生じた時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第7条（準用規定）

この追加特約に定めのない事項については、この追加特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および雇用安心保険特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款第23条（時効）の規定中「第21条（保険金の請求）(1)・(2)に定める時」とあるのは「雇用安心保険特約追加特約第6条（緊急対応費用保険金の請求）に定める時」と読み替えるものとします。

食中毒・特定感染症利益補償特約の一部変更に関する特約

第1条（用語の定義）

この食中毒・特定感染症利益補償特約の一部変更に関する特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
し	新型コロナウイルス感染症	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に食中毒・特定感染症利益補償特約を適用する旨記載されている場合に、保険証券記載の保険期間のうち、令和2年2月1日以降の期間に対して適用されます。

第3条（特約の読替え－保険金を支払う場合）

この特約に従い、食中毒・特定感染症利益補償特約第2条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次の①～③に該当する事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この特約に従い保険金を支払います。

- ① 施設における食中毒の発生または施設において製造・販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限り、
- ② 施設における特定感染症または新型コロナウイルス感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届出のあったものに限り、
- ③ 施設が食中毒、特定感染症または新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・立入り制限その他の処置

」

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、食中毒・特定感染症利益補償特約第3条（保険金を支払わない場合）のほか、前条の規定によって読み替えて適用される食中毒・特定感染症利益補償特約第2条（保険金を支払う場合）②・③に定める感染症の感染防止等を目的として被保険者が自主的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条の事故が生じた場合を除きます。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定のない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款ならびに食中毒・特定感染症利益補償特約の規定を適用します。

追加特約（新型コロナウイルス感染症に関する追加補償用）

第 1 条（用語の定義）

この追加特約（新型コロナウイルス感染症に関する追加補償用）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
け	継続契約	次の①・②のいずれかに該当する契約をいいます。 ① 食中毒・特定感染症補償契約の保険期間が満了する日を保険期間の初日とし、被保険者および施設を同一として食中毒・特定感染症利益補償特約を付帯する継続契約 ② 食中毒・特定感染症補償契約の保険期間が満了する前にその保険契約が解除された場合は、その解除した日を保険期間の初日とし、被保険者および施設を同一として食中毒・特定感染症利益補償特約を付帯する継続契約
	契約年度	初年度については、保険期間の初日から 1 年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から 1 年間をいいます。
し	食中毒・特定感染症補償契約	食中毒・特定感染症利益補償特約を付帯した当会社と締結された保険契約、またはこれと同等の補償を有する当会社と締結された保険契約をいいます。
	新型コロナウイルス感染症	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものをいいます。
そ	損失	喪失利益、収益減少防止費用および施設の消毒、立入り制限その他処置のために被保険者が支出した費用をいいます。

第 2 条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に食中毒・特定感染症利益補償特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第 3 条（保険金を支払う場合）

当会社は、次の①・②に該当する事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この特約に従い緊急対応費用保険金を支払います。

- ① 施設における新型コロナウイルス感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届出のあったものに限りません。
- ② 施設が新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・立入り制限その他の処置

第 4 条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、食中毒・特定感染症利益補償特約第 3 条（保険金を支払わない場合）(1)に規定する事由によって生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、新型コロナウイルス感染症の感染防止等を目的として被保険者が自主的に営業を休止した場

合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、前条の事故が生じた場合を除きます。

(3) 当社は、この保険契約の保険期間の初日(注)からその日を含めて14日以内に発生した前条の事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約である場合を除きます。

(注) 保険期間の途中で食中毒・特定感染症利益補償特約が付帯された場合はその付帯された日とし、同特約の適用対象となる施設が追加された場合はその追加された日とします。

第5条（緊急対応費用保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。
- (2) 緊急対応費用保険金を支払うべき第3条（保険金を支払う場合）の事故が保険期間中に2回以上発生した場合であっても、当社が支払う緊急対応費用保険金の額は、保険期間を通じて20万円を限度とします。
- (3) 保険期間が1年を超える保険契約においては、当社は、契約年度ごとに(1)および(2)の規定を適用します。

第6条（他の保険契約等がある場合の緊急対応費用保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、20万円を超えるとき(注)は、当社は、次の①・②のいずれかに該当する額を緊急対応費用保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
20万円

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
次の算式によって算出した額。ただし、損失に対するこの保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{緊急対応費用保険金の額}} = \boxed{20\text{万円}} - \boxed{\text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}}$$

(注) 保険期間が1年を超える保険契約の場合は、契約年度ごとに20万円を超えるときとします。

(2) 保険期間が1年を超える保険契約においては、当社は、契約年度ごとに(1)の規定を適用します。

第7条（緊急対応費用保険金の請求）

普通保険約款第25条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、緊急対応費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、第3条（保険金を支払う場合）の事故による損失が発生した時から発生し、これを行することができるものとします。

第8条（読み替え規定）

当社は、この特約においては、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句を同表のとおり読替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句
第27条（時効）	第25条（保険金の請求）(1)に → この特約第7条（緊急対応費用保険金の請求）に定める時

第9条（普通保険約款等との関係）

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの特約が付帯される特別約款ならびに食中毒・特定感染症利益補償特約の規定を適用します。

食中毒・特定感染症利益補償特約の一部変更に関する特約

第1条（用語の定義）

この食中毒・特定感染症利益補償特約の一部変更に関する特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
し	新型コロナウイルス感染症	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に食中毒・特定感染症利益補償特約を適用する旨記載されている場合に、保険証券記載の保険期間のうち、令和2年2月1日以降の期間に対して適用されます。

第3条（特約の読替え－保険金を支払う場合）

この特約に従い、食中毒・特定感染症利益補償特約第2条（保険金を支払う場合）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、次の①～③に該当する事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この特約に従い保険金を支払います。

- ① 施設における食中毒の発生または施設において製造・販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限り、
- ② 施設における特定感染症または新型コロナウイルス感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届出のあったものに限り、
- ③ 施設が食中毒、特定感染症または新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・立入り制限その他の処置

」

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、食中毒・特定感染症利益補償特約第3条（保険金を支払わない場合）のほか、前条の規定によって読み替えて適用される食中毒・特定感染症利益補償特約第2条（保険金を支払う場合）②・③に定める感染症の感染防止等を目的として被保険者が自主的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条の事故が生じた場合を除きます。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定のない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、事業活動特別約款および食中毒・特定感染症利益補償特約の規定を適用します。

追加特約（新型コロナウイルス感染症に関する追加補償用）

第1条（用語の定義）

この追加特約（新型コロナウイルス感染症に関する追加補償用）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
け	継続契約	次の①・②のいずれかに該当する契約をいいます。 ① 食中毒・特定感染症補償契約の保険期間が満了する日を保険期間の初日とし、被保険者および施設を同一として食中毒・特定感染症利益補償特約を付帯する継続契約 ② 食中毒・特定感染症補償契約の保険期間が満了する前にその保険契約が解除された場合は、その解除した日を保険期間の初日とし、被保険者および施設を同一として食中毒・特定感染症利益補償特約を付帯する継続契約
	契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。
し	食中毒・特定感染症補償契約	食中毒・特定感染症利益補償特約を付帯した当会社と締結された保険契約、またはこれと同等の補償を有する当会社と締結された保険契約をいいます。
	新型コロナウイルス感染症	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものをいいます。
そ	損失	喪失利益、収益減少防止費用および施設の消毒、立入り制限その他処置のために被保険者が支出した費用をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に食中毒・特定感染症利益補償特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険金を支払う場合）

当会社は、次の①・②に該当する事故により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、この特約に従い緊急対応費用保険金を支払います。

- ① 施設における新型コロナウイルス感染症の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届出のあったものに限ります。
- ② 施設が新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒・立入り制限その他の処置

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、食中毒・特定感染症利益補償特約第3条（保険金を支払わない場合）(1)に規定する事由によって生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。

- (2) 当社は、新型コロナウイルス感染症の感染防止等を目的として被保険者が自主的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、前条の事故が生じた場合を除きます。
- (3) 当社は、この保険契約の保険期間の初日(注)からその日を含めて14日以内に発生した前条の事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約である場合を除きます。

(注) 保険期間の途中で食中毒・特定感染症利益補償特約が付帯された場合はその付帯された日とし、同特約の適用対象となる施設が追加された場合はその追加された日とします。

第5条（緊急対応費用保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。
- (2) 緊急対応費用保険金を支払うべき第3条（保険金を支払う場合）の事故が保険期間中に2回以上発生した場合であっても、当社が支払う緊急対応費用保険金の額は、保険期間を通じて20万円を限度とします。
- (3) 保険期間が1年を超える保険契約においては、当社は、契約年度ごとに(1)および(2)の規定を適用します。

第6条（他の保険契約等がある場合の緊急対応費用保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、20万円を超えるとき(注)は、当社は、次の①・②のいずれかに該当する額を緊急対応費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

20万円

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、損失に対するこの保険契約の支払責任額を限度とします。

緊急対応費用保険金の額	=	20万円	-	他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額
-------------	---	------	---	-----------------------------

(注) 保険期間が1年を超える保険契約の場合は、契約年度ごとに20万円を超えるときとします。

- (2) 保険期間が1年を超える保険契約においては、当社は、契約年度ごとに(1)の規定を適用します。

第7条（緊急対応費用保険金の請求）

普通保険約款第25条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、緊急対応費用保険金の当社に対する保険金請求権は、第3条（保険金を支払う場合）の事故による損失が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

第8条（読み替え規定）

当社は、この特約においては、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句を同表のとおり読替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句
第27条（時効）	第25条（保険金の請求）(1) → この特約第7条（緊急対応費用保険金の請求）に定める時

第9条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定のない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、事業活動特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

休業補償特約の一部変更に関する特約

第1条（用語の定義）

この休業補償特約の一部変更に関する特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語		定義
し	新型コロナウイルス感染症	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものをいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に休業補償特約を適用する旨記載されている場合に、保険証券記載の保険期間のうち、令和2年2月1日以降の期間に対して適用されます。

第3条（特約の読替え－保険金を支払う場合）

この特約に従い、休業補償特約第3条（保険金を支払う場合）(3)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第3条（保険金を支払う場合）

(3) 次の①・②のいずれかに該当する事故によって被保険者に生じた損失

- ① 前条(1)①に該当する施設(注1)における食物中毒の発生(注2)または前条(1)①に該当する施設(注1)において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食物中毒の発生(注2)あるいはそれらの疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による前条(1)①に該当する施設(注1)の営業の禁止、停止その他の処置
- ② 前条(1)①に該当する施設(注1)において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項～第4項に規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症または新型コロナウイルス感染症が発生した場合(注3)(注4)またはその疑いがある場合における保健所その他の行政機関による前条(1)①に該当する施設(注1)の消毒、立入り制限その他の処置

(注1)被保険者の占有する施設に限り、前条(4)に該当するものを除きます。

(注2)食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に届出のあったものに限り、ます。

(注3)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき最寄の保健所長を経由して都道府県知事に届出のあったものに限り、ます。

(注4)特定感染症の発病の認定は、医師の診断によります。ただし、被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師の診断によります。

第4条（保険金を支払わない場合）

当社は、休業補償特約第4条（保険金を支払わない場合）のほか、前条の規定によって読み替えて適用される休業補償特約第3条（保険金を支払う場合）(3)②に定める感染症の感染防止等を目的として被保険者が自主的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を

休止した場合に生じた損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)の事故が生じた場合を除きます。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款および休業補償特約の規定を適用します。

追加特約（新型コロナウイルス感染症に関する追加補償用）

第1条（用語の定義）

この追加特約（新型コロナウイルス感染症に関する追加補償用）において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
き	休業補償契約	休業補償特約を付帯した当会社と締結された保険契約、またはこれと同等の補償を有する当会社と締結された保険契約をいいます。
け	継続契約	次の①・②のいずれかに該当する契約をいいます。 ① 休業補償契約の保険期間が満了する日を保険期間の初日とし、被保険者および施設を同一として休業補償特約を付帯する継続契約 ② 休業補償契約の保険期間が満了する前にその保険契約が解除された場合は、その解除した日を保険期間の初日とし、被保険者および施設を同一として休業補償特約を付帯する継続契約
	契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。
し	事故	施設において新型コロナウイルス感染症が発生した場合（注）またはその疑いがある場合において、保健所その他の行政機関により施設の消毒、立入り制限その他の処置が行われることをいいます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">（注） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定に基づき最寄の保健所長を経由して都道府県知事に届出のあったものに限ります。</div>
	施設	この特約第3条（保険の対象の範囲）に定める施設のうち、被保険者の占有するものをいいます。
	新型コロナウイルス感染症	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものをいいます。
そ	損失	喪失利益、収益減少防止費用および施設の消毒、立入り制限その他処置のために被保険者が支出した費用をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券に休業補償特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第3条（保険の対象の範囲）

この特約において保険の対象となる施設は、休業補償特約第2条（保険の対象の範囲）(1)①に定める施設とし、同条(4)に該当するものを除きます。

第4条（保険金を支払う場合）

当会社は、事故により、営業が休止または阻害されたために被保険者に生じた損失に対して、この特約に

従い緊急対応費用保険金を支払います。

第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、休業補償特約第4条（保険金を支払わない場合）(1)～(7)および(8)①に規定する事由によって生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。
- (2) 当社は、新型コロナウイルス感染症の感染防止等を目的として被保険者が自主的に営業を休止した場合または都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき営業を休止した場合に生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、事故が生じた場合を除きます。
- (3) 当社は、この保険契約の保険期間の初日(注)からその日を含めて14日以内に発生した事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金を支払いません。ただし、この保険契約が継続契約である場合を除きます。

(注) 保険期間の途中で休業補償特約が付帯された場合はその付帯された日とし、同特約の適用対象となる施設が追加された場合はその追加された日とします。

第6条（緊急対応費用保険金の支払額）

- (1) 当社が支払うべき緊急対応費用保険金の額は、20万円とします。
- (2) 緊急対応費用保険金を支払うべき事故が保険期間中に2回以上発生した場合であっても、当社が支払う緊急対応費用保険金の額は、保険期間を通じて20万円を限度とします。
- (3) 保険期間が1年を超える保険契約においては、当社は、契約年度ごとに(1)および(2)の規定を適用します。

第7条（他の保険契約等がある場合の緊急対応費用保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、20万円を超えるとき(注)は、当社は、次の①・②のいずれかに該当する額を緊急対応費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

20万円

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

次の算式によって算出した額。ただし、損失に対するこの保険契約の支払責任額を限度とします。

緊急対応費用保険金の額	=	20万円	-	他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額
-------------	---	------	---	-----------------------------

(注) 保険期間が1年を超える保険契約の場合は、契約年度ごとに20万円を超えるときとします。

- (2) 保険期間が1年を超える保険契約においては、当社は、契約年度ごとに(1)および(2)の規定を適用します。

第8条（緊急対応費用保険金の請求）

普通保険約款第25条（保険金の請求）(1)の規定にかかわらず、緊急対応費用保険金の当会社に対する保険金請求権は、事故による損失が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

第9条（読み替え規定）

当社は、この特約においては、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句を同表のとおり読替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句
第27条（時効）	第25条（保険金の請求）(1)に定める時 → この特約第8条（緊急対応費用保険金の請求）に定める時

第10条（普通保険約款等との関係）

この特約に規定のない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款、特別約款および休業補償特約の規定を適用します。